

高速船規則検査要領

高速船規則検査要領

2012 年 第 2 回 一部改正

2012 年 11 月 15 日 達 第 78 号

2012 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2012 年 11 月 15 日 達 第 78 号
高速船規則検査要領の一部を改正する達

「高速船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 船級検査

3 章 定期的検査及び機関計画検査

3.10 機関計画検査

3.10.2 機関継続検査 (CMS)

-1.を次のように改める。

-1. 機関継続検査の適用

(1) 機関継続検査の対象となる検査項目は、規則 2 編 3.10.2 に規定する機関、装置の開放検査とする。

(2) 規則 2 編表 3.10.1 の第 5 項に規定する補機類とは、次のようなものをいう。

((a)から(f)は省略)

(g) 冷却器

清水冷却器 (シリンダジャケット及びピストン) , 燃料弁冷却清水(油)冷却器, 過給機冷却清水冷却器, 発電機機関清水冷却器, 燃料油冷却器, 主潤滑油冷却器, 過給機潤滑油冷却器, カム軸潤滑油冷却器, 減速機潤滑油冷却器, 操作油冷却器, 可変ピッチプロペラ潤滑油冷却器, 船尾管潤滑油冷却器

((h)から(m)は省略)

-5.を次のように改める。

-5. 開放に代わる検査

次に掲げる機関、装置については、Logbook 等の記録の調査により、当該機関等が良好な状態であることが確認されれば、各機器に対し次の検査を行うことによって、開放検査に代えることができる。ただし、検査時に不良箇所が発見された場合、あるいはログブックその他の記録から保守状況に問題があると判断された場合には、開放検査を要求することがある。

(1) 油ポンプ (貨物油ポンプを除く。) 及び油圧甲板機械

油こし器の汚れ及び油の性状の調査等による現状の検査及び運転状態での検査

(2) 油タンク, 燃料油冷却器及び油加熱器

現状についての検査

(3) 冷却用清水ポンプ及び送風機

現状についての検査及び運転状態での検査

- (4) 通常、航海中は使用されず、かつ、前回に開放検査を行ってからの総使用時間が7,000 時間未満のディーゼル機関
現状についての検査及び運転状態での検査。ただし、前回に開放検査を行ってからの総使用時間が 7,000 時間に達する時点で開放検査を行う。

-6.を次のように改める。

-6. 確認検査

機関及び装置の保守が良好に行われていると本会が認める船舶において、船内の保守作業として機関及び装置が開放され、かつ、開放点検時の記録が整備されている場合は、次に定める確認検査を行うことにより検査員立会による開放検査に代えることができる。この場合、次の開放点検期日は開放点検日から 5 年とする。

(1) 確認検査の方法

- (a) 機関長によって自主開放点検が行われた(2)に掲げる機関及び装置について、次に掲げる項目を含む点検報告書 1 部を立会検査員に提出する。本報告書の内容は立会検査員により審査される。また、立会検査員は機関長の経歴書を確認する。
- i) 機関長のサイン及びライセンス番号
 - ii) 点検場所及び日付
 - iii) 点検項目及び結果
 - iv) 点検前後の運転状態
- (b) 予備品と交換された部品及び修理を行った部分については、それらの状況を現物又は写真により確認する。
- (c) 主機にあつては目視による現状検査を行う。その他の機関及び補機等にあつては、目視に加え、運転状態での検査を行う。
- (d) 主機として用いられるディーゼル機関のクランク軸、主軸受、クランクピン軸受、クランクピンボルト並びにカム軸及び同駆動装置にあつては、潤滑油フィルタ開放等による潤滑油の目視確認を行う。
- (e) 中間軸、スラスト軸及び当該軸受にあつては、可能な範囲における目視による現状検査及び潤滑油の管理について確認を行う。
- (f) 空気槽にあつては、安全弁（可融片を除く。）の開放及び調整の記録を確認する。
- (eg) 前(a)から(ef)の確認検査の結果、検査員が必要と認めた場合は開放検査又は再検査を要求することがある。

(2) 確認検査の対象

確認検査の対象となる機器は次のとおりとする。

- (a) 主機として用いられるディーゼル機関
~~ただし、クランク軸、主軸受、クランクピン軸受、クランクピンボルト並びにカム軸及び同駆動装置を除く。また、主機として用いられるディーゼル機関の各部品に対する確認検査の対象項目数は、機関継続検査の一巡までの主機の総受験項目数のほぼ半数にとどめること。~~
- (b) 発電機並びに推進又は航行の安全に係のある補機を駆動するディーゼル機関

~~ただし、主発電機を駆動する機関を1台のみ備える船舶にあっては、当該機関について本会検査員立会の下で開放検査が行われること。~~

(c) 中間軸、スラスト軸及び当該軸受

(ed) 補機類（空気圧縮機、ポンプ類、熱交換器、空気槽、甲板機械、造水装置等）

(3) 確認検査の時期

確認検査は確認検査を受けようとする機関及び装置の開放点検日から次回定期的検査の時期までに行われること。

3.10.3 機関計画保全検査（PMS）

-4.を次のように改める。

-4. 機関計画保全検査の承認

機関計画保全検査の承認の基準は次のとおりとする。

((1)及び(2)は省略)

(3) 受検計画書

検査対象機関、装置及び部品については、機関保全計画書の開放間隔を超えないこと。また、下記の機関、装置及び部品については、原則として、検査員立会の下に開放検査が要求される。（状態監視保全方式を採用する場合は、状態監視の診断結果に異常が認められた場合に開放検査が要求される。）

~~(a) 主機ディーゼルのクランクピン及び軸受並びにクランクジャーナル及び軸受~~

(ba) 主機タービンのロータ、ケーシング、主軸受、かみ合い継手、ノズル弁及び操縦弁

(eb) 主発電機駆動タービン

~~(d) 推進軸系スラスト軸及び軸受~~

(ec) 推進軸系減速歯車装置

(fd) 推進軸系弾性継手

(ge) その他本会が必要と認める機関、装置及び部品

なお、この計画書を変更する場合は、改めて計画書を提出し承認を得ること。

(4) 保全記録

保全記録には、少なくとも下記の項目が含まれること。この保全記録は、船内に常時保管されること。

(a) 保全の時期

(b) 保全時の機関長署名

(c) 保全の内容と結果

(d) 積算運転時間（部品交換間隔及び開放点検間隔）

(e) 交換部品名

(f) 計測データ（設計寸法、許容値を含む）

(g) 損傷の状況及び修理方法

(h) 主機ディーゼルのクランクピン、クランクジャーナル、スラスト軸及び当該軸受に関し、潤滑油フィルタ開放等による潤滑油の目視確認結果（機関長により開放検査を実施し記録する場合）

((5)から(7)は省略)

附 則

1. この達は、2012 年 11 月 15 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を施行日前に申込みのあった検査に適用することができる。